



「高校無償化・給食費無償化(小学校)」を 実現! 「社会保険料を下げる改革」も

平素より私、衆議院議員・前原誠司に多大なお力添え並びにご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2023年11月に「教育無償化を実現する会」という政党を5名の国会議員で立ち上げ、「教育や研究開発・科学技術予算を少なくとも倍増させ、教育無償化を実現することが日本再生のセンターピン」、「大学改革が日本再生の起爆剤になる」と訴え続けてまいりました。

昨年10月に「教育無償化を実現する会」が「日本維新の会」と合流するときの政策協定の中核も、「教育無償化の実現」でした。昨年12月に吉村洋文代表から共同代表に指名され、衆議院において与党が過半数に13議席届かない状況をとらえて、自民・公明両党との間で、まずは「高校の無償化」「社会保険料を下げる改革」の2テーマについて3党協議の枠組みを作り、議論を重ねてきました。その結果、「教育の無償化」については以下のような合意に至りました(図1)。

1 3党合意(表紙)

自由民主党、公明党、日本維新の会 合 意	
自由民主党、公明党、日本維新の会は、以下の通り合意する。	
令和7年2月25日	
自由民主党	
総 裁	石破 茂
幹 事 長	森 山 裕
政務調査会長	小野寺 五典
公 明 党	
代 表	斎藤 鉄夫
幹 事 長	西田 典仁
政務調査会長	岡本 三紗
日本維新の会	
代 表	吉村 洋文
共 同 代 表	前原 誠司
幹 事 長	岩谷 良平
政務調査会長	青柳 仁士

(出典)2025年2月25日「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」

- 2025年4月から、年収910万円の所得制限を撤廃して、高校の授業料無償化を実現(年間11万8000円の支援金支給)
- 2026年4月から、公立・私立、親の所得等に関係なく、高校の授業料無償化を実現(私立高校は全国平均授業料の45万7000円を上限に支給。約400万円以下の所得世帯には更に上積み)
- 2026年4月から、全国の小学校で給食の無償化をまずは実現(次は中学校)
- 2026年4月から、0～2歳の幼児教育・保育料を軽減(具体的な中身は予算編成時に決定)

また、「社会保険料を下げる改革」については、以下のような合意に至りました。

- 2年間で病床11万床を削減(約1兆円の医療費削減を実現)
- 5年以内に電子カルテ100%導入を実現(現在は約50%)。このことにより二重検診や過剰投薬をなくし、医療費削減につなげる
- 薬局・ドラッグストアで買えるOTC類似薬の保険適用是非を個別に検証
- 高齢者の医療費負担に、所得だけではなく資産に基づいた応能負担制度を導入
- 医療DX、医療・介護の産業化をさらに進める

政治家にとって必要なことは、議員であり続けることではなく結果を出すこと。これからも「有言実行」を肝に銘じ、政に取り組んでまいります。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願いいたします。

日本維新の会
衆議院議員

前原 誠司

【大学改革】と【憲法改正・日米安保条約の改定】に取り組みます

大学改革の二つのポイント

1. 大学を「真の学びの場」に

「大学卒業率」という言葉をご存じでしょうか。大学に入学した学生のうち、卒業まで至った割合を示すものですが、OECD(経済開発協力機構)38か国中、2位以下に大差をつけて1位なのは90%の日本。ちなみにOECD平均は68%で、アメリカやスウェーデン、ハンガリーは53%。つまり、ほぼ二人に一人しか卒業できないという状況です(図2)。

「大学卒業率」の高いことが一概によくないというつもりはありませんが、「日本の大学は入試が難しく入るのは容易ではないが、入学してしまえば卒業は比較的楽だ」という評価も定着しています。これは、日本企業の就職内定を出すタイミングがかなり早いこと(青田買い)も影響していると言われています。

2025年4月から、子ども3人以上を扶養する世帯を対象に、高等教育(大学、大学院)の原則無償化が始まりました。私はさらに対象を拡大し、子ども1人世帯から無償にすべく、できるだけ早期に全ての子どもの高等教育無償化を実現させたいと思います。

ただ無償化にあたっては、学生にも大学にも厳格な条件が課されるべきだと考えます。学生は、「一定の出席要件と成績要件を満たすこと」。大学は、「少子化の流れの中でも健全な経営状況を保ち、特色ある学部、大学を具現化させること」です。大学を「真の学びの場」とするために、「門戸は

広く、卒業は難しく」という変化が必要ではないでしょうか。

これが実現すれば、入試を前提とした小学校、中学校、高校、そして塾までもが変化し、学習内容も「暗記重視」から「思考重視」への流れを生み出せるとも考えます。

大学を「真の学びの場」とし、誰もが持っている無限の可能性を具現化できるチャンスがあふれる国づくりを目指していきます。

2. 大学をベンチャーの拠点に

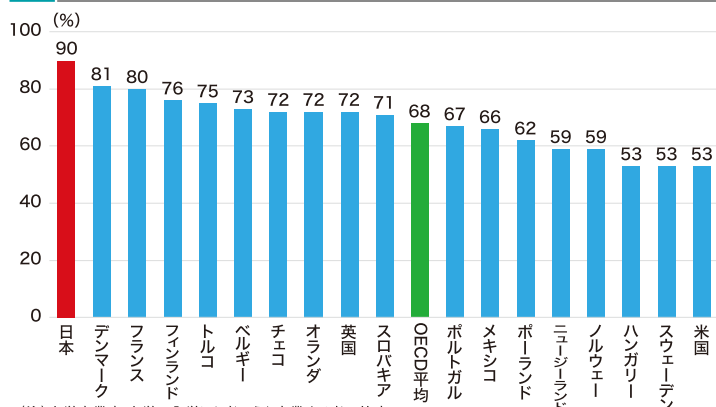
国立大学への運営費交付金はこの20年間で約2000億円減り、今年度は約1兆円。私立大学への私学助成も、約3000億円程度で推移しています。各大学の学長からは「もう限界」との悲鳴に近い声が聴かれます。電気やガス等の光熱費高騰が大学運営に影響を及ぼし、優秀な教授を海外から招聘しようとしても、例えば日米の研究者の給与は3倍以上の開きがあり、迎え入れるのは簡単ではありません。「教育予算を少なくとも倍にする」ことで、大学への支援も手厚くしていく必要があります。

一方で、大学の自助努力も促していかなければなりません。子どもの数が減り続けている中、今まで通りの大学数が果たして必要なのか。「自然淘汰」「選択と集中」を進め、適正化に向けた取組みも行っています。

大学改革の二つ目は、大学をスタートアップの拠点にして、日本経済の「成長エンジン」を作り、「地方創生」の核にする取り組みです。

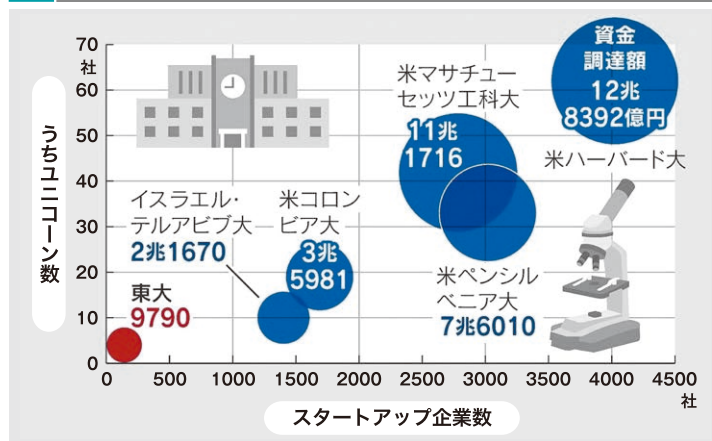
日本はスタートアップの育成に後れを取ってきました。

2 日本の大学卒業率は他国と比べて高い



(注) 大学卒業率: 大学に入学した者のうち卒業する者の比率
(出典) 山口浩 駒澤大学グローバルメディア・スタディーズ学部教授: なぜ「就職協定」は破られるのか(ヤフーニュース 2023年2月15日) ※グラフの出所はOECD「Education at a Glance 2013, Table A4.1. Completion rates in tertiary education (2011)」

3 日本の大学発スタートアップは勢いがいい



(出典) 日経新聞2022年1月31日記事「『魔の川』に消える企業の種」

(図3)は、1990年以降の主な大学の資金調達額、スタートアップ企業数、ユニコーン企業数の比較です。絶望的に立ち遅れていると言わざるを得ません。ただ、諦めてはさらに差が開くばかりです。「国際卓越研究大学」や「地域中核大学」というプラットフォームを活用し、また数も増やし、主要大学、なかんずく京都大学が「国際卓越研究大学」に採択され、世界中から意欲と気概を持った起業家が集まるような大学の取り組みをサポートしてまいります。

▶詳しくは、令和7年5月28日に衆議院文部科学委員会で行った私の質疑動画をご覧ください。



日本国憲法が公布されて78年の月日が流れました。未だ一度も改正されたことはありません。憲法は「不磨の大典」ではなく、時代の変化に合わせて見直すべきところは見直すべきです。改正は、衆参両院の3分の2以上の議員が賛成したうえで、国民投票で過半数の承認が得られなければなりません。すべての国民に「国家のあり様」を真剣に考えていただくためにも、憲法改正の論点を絞り、機運を高めてまいります。

▶詳しくは令和7年4月23日に国家基本政策委員会で行われた私と石破茂首相との党首討論の動画をご覧ください。



「憲法改正」と「日米安保条約改定」に取り組みます

1. 「憲法改正」の中核は9条改正

日本国憲法が施行されたのは1947年5月3日。GHQの日本統治の方針は「日本の再軍備阻止」でした。だから9条2項には「戦力不保持」が書かれています。しかし、米ソ冷戦の激化や、朝鮮戦争の勃発により、GHQの対日占領方針は「ある程度、日本の防衛、治安維持は日本に責任を持たせよう」と変化し、1954年7月1日に自衛隊が発足します。つまり、日本国憲法策定時には自衛隊は全く想定されず、施行から7年の歳月を経て誕生することになります。よって、日本国憲法9条2項は削除し、国家の自然的権利である「自衛権」を明記することが必要だと考えます。

2. 「日米安保条約」の改定は不可欠

アメリカは、日本以外では韓国、フィリピンと軍事同盟を結び、またNATO(北大西洋条約機構)に加盟しています。このうち、相互防衛義務を負っていないのは日本だけです(韓国、フィリピンとの相互防衛協定では相互防衛義務「太平洋地域」と限定)(図4)。

その代わり、日本は米軍に施設区域を提供する責務を負い、戦後80年経っても、米軍が接収した場所などに米軍基地があり続け、首都圏の航空管制は未だに米軍が行っているのが現状です。「日米安保条約」を相互防衛義務のあるものに改定し、周辺環境に十分留意しながら、日米間でしっかりと連携して施設区域などの見直しを行うべきだと考えます。

議員外交などを通じて日米間の意志疎通を十二分にはかり、現実的に話を進める取り組みを行ってまいります。

4 米国が締結する相互防衛条約

北大西洋条約



▶欧州又は北米における一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなす。締約国は、武力攻撃が行われたときは、国連憲章第51条の認める個別的又は集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し、及び維持するために必要と認める行動(兵力の使用を含む。)を個別に及び他の締約国と共同して直ちにとることにより、攻撃を受けた締約国を援助する。(第5条)

▶一又は二以上の締約国に対する武力攻撃とは、次のものに対する武力攻撃を含むものとみなす。(第6条)

- (i) ヨーロッパ若しくは北アメリカにおけるいずれかの締約国の領域、フランス領アルジェリアの諸県(※現時点で適用されず)、トルコの領土又は北回歸線以北の北大西洋地域におけるいずれかの締約国の管轄下にある島
- (ii) いずれかの締約国の軍隊、船舶又は航空機で、前記の地域、いずれかの締約国の占領軍が条約の効力発生の日に駐屯していたヨーロッパの他の地域、地中海若しくは北回歸線以北の北大西洋地域又はそれらの上空にあるもの

米韓相互防衛条約



▶各締約国は、現在それぞれの行政的管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政的管理の下に適法に置かれることになったものと今後認める領域における、いずれかの締約国に対する太平洋地域における武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。(第3条)

米比相互防衛条約



▶各締約国は、太平洋地域におけるいずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。(第4条)

▶第四条の規定の適用上、いずれか一方の締約国に対する武力攻撃は、いずれか一方の締約国の本土又は太平洋地域における同国の管轄下の島嶼領土又は同国の軍隊、船舶若しくは航空機に対する武力攻撃を含むものとみなされる。(第5条)

(参考)

米華相互防衛条約

▶各締約国は、西太平洋地域においていずれか一方の領域に対して行われる武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。(第5条)

▶(略)「領土」及び「領域」とは、中華民国については、台湾及び澎湖諸島をいい、アメリカ合衆国については、その管轄権の下にある西太平洋の諸島をいう。第二条及び第五条の規定は、相互の合意によって決定されるその他の領域についても適用される。(第6条)

新しい仲間の紹介!

にい み しょう へい

新実彰平 参議院議員誕生

あなたを支える。未来を創る。



36歳、
2児の父、
京都生まれ・
京都育ち



第27回参議院議員通常選挙京都府選挙区結果

候補者名	党派	得票数(票)
当 新実 彰平 (36)	維新・新	332,523
当 西田 昌司 (66)	自民・現	190,104
倉林 明子 (64)	共産・現	163,805
谷口 青人 (46)	参政・新	142,371
山本和嘉子 (57)	立民・新	127,874
酒井 常雄 (63)	国民・新	101,319
西郷南海子 (37)	れいわ・新	60,733
二之湯真士 (46)	無・新	55,235
木村 嘉孝 (50)	N党・新	9,785

有権者数2,060,904 投票率58.73%(2025年7月20日執行)(敬称略)



大勢の京都の皆様にご支援をお願いしました村山祥栄さんは残念ながら及びませんでした。



前原 誠司 プロフィール PROFILE

昭和37年4月 京都市左京区に生まれる (1962年4月30日生)

昭和62年3月 京都大学法学部卒業
国際政治学(高坂正堯ゼミ)を専攻

平成3年2月 (財)松下政経塾卒業(第8期生)

平成3年4月 京都府議会議員選挙(左京区選出)において28歳で初当選

平成5年7月 第40回衆議院議員総選挙において初当選以降連続当選、現在11期目

2025年9月現在

現在の役職

日本維新の会顧問、衆議院文部科学委員会委員

■専門分野……………「外交・防衛」「徹底した行政改革」
「住民参加型分権社会」

■趣味……………SLの写真撮影、野球

■好きな食べ物…鰻、たまご焼

■座右の銘……………至誠 天命に生きる



●行事案内…… 詳細はSNSでご確認ください

《10月4日(土)》



▲2023年開催の様子

東山後援会
「名月の宴」
清水寺

《10月11日(土)》



▲2023年開催の様子

ハーティクラブ
「バスツアー」
比叡山延暦寺

オフィシャルサイト&SNSで 前原誠司の最新情報発信中!

前原誠司の政策や日々の活動の様子をお伝えする「活動写真」、テレビ出演や国政報告会のご案内などを情報発信中です。是非ご覧ください。



まえはら誠司 京都事務所 〒606-8007 京都市
左京区山端寺町8-46
TEL.(075)723-2751 FAX.(075)702-9726

まえはら誠司 国会事務所 〒100-8981 東京都
千代田区永田町2-2-1
TEL.(03)3508-7171 FAX.(03)3592-6696